

○三田市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例施行規則

平成26年12月19日

規則第31号

改正 令和5年4月1日規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市避難行動要支援者名簿に関する条例（平成26年三田市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(避難行動要支援者の基準)

第2条 条例第3条第1号及び第2号に規定する規則で定める基準は、「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について（平成3年老健第102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）に規定するランクB又はランクC及び「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成5年老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に規定するランクIIからランクMとする。

(避難行動要支援者の申出)

第3条 条例第3条第6号の申出は、避難行動要支援者登録書（以下「登録書」という。）を市長に提出する方法によるものとする。

(名簿情報提供の同意、不同意の意思表示)

第4条 条例第5条第2項に規定する本人の同意は登録書を、同項ただし書に規定する不同意は避難行動要支援者情報提供不同意書（以下「不同意書」という。）を市長に提出する方法により明示するものとする。

(同意とする取扱いの適用)

第5条 条例第5条第2項ただし書に規定する同意とする取扱いは、市長が、複数回の意思確認を行ってもなお登録書又は不同意書の提出がない者に適用できるものとする。

(令3規則30・一部改正)

(名簿情報の修正)

第6条 避難行動要支援者名簿に掲載された者は、名簿情報に変更が生じたときは、避難行動要支援者登録事項変更届により市長に届け出るものとする。

第7条 避難行動要支援者名簿に掲載された者は、個別避難計画に変更が生じたときは、個別避難計画登録事項変更届により市長に届け出るものとする。

(協定に定める事項)

第8条 条例第6条第1項の協定では、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 避難支援活動に関する事項
- (2) 避難行動要支援者名簿の提供に関する事項
- (3) 避難行動要支援者名簿の管理に関する事項
- (4) 避難行動要支援者名簿の管理の報告等に関する事項
- (5) 避難行動要支援者名簿等の返還等に関する事項
- (6) 協定に違反した場合の措置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、名簿情報の管理に関し市長が必要と認める事項

(令3規則30・一部改正)

(準用)

第9条 前条の規定は、個別避難計画について準用する。この場合において、同条中「避難行動要支援者名簿」とあるのは「個別避難計画」と、「名簿情報」とあるのは「個別避難計画情報」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

付 則 (令和3年規則第30号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

付 則 (令和 年規則第 号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。